



進路、地域支援・連携、PTA だより

## かけはし No. 8

発行：令和4年11月30日  
横浜市立左近山特別支援学校  
進路、地域支援・連携、PTA 部

### PTA

- 11月24日(木)のSKYフェスタでの子どもたち向けPTA企画、「一般社団法人 星つむぎの村」による移動プラネタリウム上映が行われました。体育館に設置された大きなドームにびっくり！ ドームに入ってさらにびっくり！！ とても素敵な宇宙の旅を楽しむことができました。保護者の皆様も、フライングプラネタリウムで12月7日(水)まで、ご自宅でも鑑賞できます。11月17日に配付の「さこんやまSKY☆彗星空ツアー～オンライン配信のご案内～」をご確認ください。
- 11月14日(月)に「市P連 第3回 理事会」が横浜市立二つ橋高等特別支援学校で行われました。4年生の方が代表として参加されました。
- 少し早いですけど…、卒業生にPTAから贈られるコサージュは、今年度も卒業生が各自の好きな色を選びました。



### PTA 保護者向け懇談会

11月10日(木)に4区のケースワーカーをお迎えして保護者向け研修会～こどものためにケースワーカーとチームになろう～が開催されました。2グループに分かれてケースワーカーさんと話をする事ができました。どの区のワーカーさんも、「なかなかお会いできずに申し訳ない。」とおっしゃっていました。来るときには、「担当のケースワーカーと直接会えるように、いつ区役所に来るかを事前に知らせてもらえるとありがたい。」「電話での問い合わせでも、どんな要件かを伝言していただくと話が早い。」等の話がありました。お互いに担当のケースワーカーと顔見知りになって相談しやすい関係を作りたいですね。参加のみなさんありがとうございました。

### 高等部2学年進路個人面談

11月7日(月)～11月11日(金)に高等部2年生を対象に進路個人面談を実施しました。お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。

### 泉区自立支援協議会重心部会

10月31日(月)に泉区の重心部会がありました。自分たちの困りごとは、他の人も困っているかも？と考え、地域の問題・困りごとを解決策につなげるためのプロセスを考えています。困りごとは大きく分類すると『移動』『医療』『緊急』の3つで、2グループに分かれて話し合いました。誰が何に困っていて、その理由や原因は何か、解決のために取り組むべき課題はないかを考えています。生活スタイルが変わってきていることで、事業所側と利用者側の時間の調整がつかなくなってきました。放課後等デイサービスができて、子どもたちは夕方までの居場所があるけれど、大人になると早い時間に事業所から帰宅するので、保護者の負担はむしろ増えてしまいます。それに加えて、医療的ケアが必要な場合、看護師等が必要でよりサービスが調整しづらくなっているのが現状です。課題の解決に向けて泉区エリアで取り組めることは何かと考えています。



裏面があります

## 港南区自立支援協議会サンフラワーあったかいね

11月15日(火)は、対面で集まることができ、医療的ケア児者等コーディネーターの北島さんから、『横浜型医療的ケア児者等コーディネーター』の役割についてお話を伺いました。「医療的ケア児者等と必要な医療・福祉・教育等の社会資源をつなぐ人」で、ご本人やご家族だけでなく、病院や福祉・教育等各機関の支援者からの相談も受けていただくことができます。学校からも、病院の情報を教えていただいたことがあります。北島さんがコーディネーターとして感じていることを3つ挙げていました。

- 1 家族の負担が想像以上に大きいこと
- 2 ライフステージに合わせた支援が必要
- 3 一緒に考えることの大切さ

「大切なのは、つないでひろげること」であり「一緒に考えて一緒につながりを広げていきましょう」と心強い言葉をいただきました。

以前お知らせしていた『ヘルプカード』ができあがりました。当日参加した皆さんには配られていますが、ご関心のある方にコピーをお渡ししますので、特別支援教育コーディネーター橋本へお声がけください。(連絡帳等で担任にお伝えください。)

拠点名	支援する区	電話
青葉区コーディネーター拠点	緑区・青葉区	045-507-7878
都筑区コーディネーター拠点	港北区・都筑区	045-910-6586
鶴見区コーディネーター拠点	鶴見区・神奈川区	070-2628-1077
旭区コーディネーター拠点	保土ケ谷区・旭区・泉区・瀬谷区	070-3100-0870
南区コーディネーター拠点	西区・中区・南区・戸塚区	045-308-7102
磯子区コーディネーター拠点	港南区・磯子区・金沢区・栄区	045-330-9966

## 障害者週間

2004年(平成16年)の障害者基本法改正により、「国際障害者デー」である12月3日から、国際連合で「障害者の権利宣言」が採択された12月9日までの1週間が「障害者週間」として定められました。

横浜市では、障害のあるなしに関わらず誰もが安心して地域で生活を送れる共生社会の実現を目指して、障害や疾病についての正しい理解と認識が広まるよう、研修や様々な広報等による普及啓発活動に取り組んでいます。《横浜市『障害福祉のあんない』より引用》

いろいろな区でこの週間にシンポジウム、講演会等が開かれ、啓発をしています。